平成１５年（排）第１２号

排　除　命　令

大阪市中央区今橋三丁目５番１２号
日本生命保険相互会社
同代表者　代表取締役　宇　野　郁　夫

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　日本生命保険相互会社は，疾病分野の保険である「ニッセイがん保険ＥＸ」と称するがん保険の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１３年１月ころから平成１４年１１月ころまでの間に行った，がん入院給付金は病理組織検査によってがんと診断確定された日又はがん治療を目的とする手術が行われた日のいずれか早い日から退院する日までの入院期間のみについて支払われるものであるにもかかわらず，あたかも，医師からがんの疑いがあるとして入院を指示され，入院中にがんと診断確定された場合，入院期間の１日目にさかのぼって入院給付金が支払われるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該保険の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示するとともに，平成１３年１月ころから平成１４年１１月ころまでの間に当該保険を契約した者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　日本生命保険相互会社は，今後，疾病分野の保険の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　日本生命保険相互会社は，今後，疾病分野の保険の取引

に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該保険の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

４　日本生命保険相互会社は，第１項に基づいて行った公示及び通知並びに第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　日本生命保険相互会社（以下「日本生命」という。）は，肩書地に本店を置き，生命保険業を営む事業者である。

２(1)　日本生命は，平成１３年１月ころ以降，被保険者ががんにり患し，病理組織検査によりがんと診断確定されたことを条件に，がん診断給付金，がん入院給付金，がん手術給付金，がん退院後療養給付金等の給付金を支払うことを内容とする疾病分野の保険である「ニッセイがん保険ＥＸ」と称するがん保険（以下「ニッセイがん保険」という。）の大部分を日本生命の営業を担当する従業員（以下「営業職員」という。）から一般消費者に販売している。

(2)　日本生命は，ニッセイがん保険を日本生命の営業職員から一般消費者に販売するに当たり，営業職員に，ニッセイがん保険の内容を記載したリーフレット及びニッセイがん保険に係るがん診断給付金等の給付金額，合計保険料等を記載した提案書を示させて同保険契約の勧誘を行わせた上で，契約することを承諾した一般消費者に対し，「特に重要なお知らせ」と題する書面に挟み込んだ「保険料・保障などに関する留意点」と題する書面に記載した内容に基づく説明をさせ，これらの書面及びニッセイがん保険の約款等を記載した「ご契約のしおり」と称する冊子を配布させている。

３　日本生命は，平成１３年１月ころから平成１４年１１月ころまでの間，ニッセイがん保険のがん入院給付金について

(1)　前記２(2)のリーフレットの見開きに「がんと徹底的に闘う！だから、ニッセイがん保険ＥＸ。」，「これだけの機能をひとつのプランにセット！」及び「保障内容（『がん入院給付金　日額 10,000 円』の場合）」と大きく記載の上，「④　がん入院給付金は入院１日目から入院日数・お支払回数に制限なくお支払いします。」，「入院▶　無制限　がん入院給付金　１日目から日額１０，０００円」と，裏面に「『ニッセイがん保険ＥＸ』に関するご留意点」と大きく記載の上，「・がんの治療以外の目的で入院していた場合で、入院中に

がんと診断確定されたときは、診断確定前の入院については、がん入院給付金の支払対象となりません。」と

(2) 前記２(2)の提案書に「ニッセイがん保険ＥＸ」と大きく記載の上，「入院給付金は、入院１日目から日数に制限なくお支払いします。」と，さらに，「今回おすすめするプラン」と記載の上，「がん入院給付金　入院日数　お支払回数　無制限　入院１日目から」と

(3) 前記２(2)の「保険料・保障などに関するご留意点」と題する書面に「・がんの治療以外の目的で入院していた場合で、入院中にがんと診断確定されたときに、診断確定前の入院については、がん入院給付金の支払対象となりません。」と

それぞれ記載し，日本生命の営業職員から一般消費者に対し前記リーフレット等に記載した内容に基づく説明をすることにより，あたかも，ニッセイがん保険に加入することによって，がん以外の病気治療を目的とする入院中にがんが発見されがんと診断確定された場合を除き，医師からがんの疑いがあるとして入院を指示され，入院中にがんと診断確定された場合，入院期間の１日目にさかのぼってがん入院給付金が支払われるかのように表示しているが，実際には，医師からがんの疑いがあるとして入院を指示され，入院中にがんと診断確定された場合，入院１日目にさかのぼってがん入院給付金が支払われることはなく，病理組織検査によってがんと診断確定された日又はがん治療を目的とする手術が行われた日のいずれか早い日から退院する日までの入院期間のみについて，がん入院給付金が支払われるものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，日本生命は，ニッセイがん保険の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年５月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長	竹島一彦
委員	本間忠良
委員	小林惇
委員	柴田愛子
委員	三谷紘